

監査報告書

平成22年5月24日

学校法人 聖和学園
理事会 御中

学校法人 聖和学園

監事 今野 亨 

監事 狭間 美枝子 

監事 渡 会 純 

私たちは、学校法人聖和学園の監事として私立学校法第37条第3項及び学校法人聖和学園寄附行為第15条並びに学校法人聖和学園監事監査規程に基づき、同学園の平成21年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の業務及び財産の状況を監査した。

私たち監査に当たり、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

1. 業務監査

学校法人聖和学園の業務に関し、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。なお一層の内部統制・管理運営体制及び遵守体制のより確固たる体制整備構築が望まれる。

2. 会計監査

学校法人聖和学園における財産目録及び計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び附属明細表)は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況は正しく管理されている。また会計監査人と連携をとりなど、平成21年度の計算書類についても適切である。

以上の2点について、監事として学校法人聖和学園の内部監査委員会とも連携をとり、平成21年度における業務の執行並びに関係書帳簿等を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月 4日


学校法人 聖和学園
理 事 会 御 中

霞友有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

依田友吉 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鈴木一樹 

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和51年7月13日付け文部省告示第135号に基づき、学校法人 聖和学園の平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人 聖和学園の平成22年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上